

見 積 公 告

次のとおり、見積競争に付します。

令和 7 年 4 月 17 日

全国健康保険協会福井支部
支部長 前田 英之

1 調達内容

- (1) 調達件名
管理職向け心理的安全性の構築にかかる研修
- (2) 業務委託の内容
仕様書による。
- (3) 履行期限
仕様書による。
- (4) 見積競争方法
見積金額は総価とする。なお、履行に関する一切の諸費用を含め、内訳を記載すること。
契約の決定に当たっては見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含まない金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 本研修と同様の研修を受託した実績が十分にあり、経験・実績を持ち合わせている講師の選定が可能であること。

3 見積書等の提出場所等

- (1) 見積書等の提出場所、仕様書の交付場所
〒910-8541 福井県福井市大手 3-7-1 福井県織協ビル 9 階
全国健康保険協会福井支部
企画総務グループ （担当） 田中康義
電話番号 0776-27-8300（自動音声案内④）
FAX 番号 0776-27-8306
- (2) 提出期限
令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時 00 分まで
- (3) 提出書類
（ア）見積書 1 部
（イ）本研修と同様の研修を受託した実績が確認できる書類 1 部

- (4) 仕様書に対する質問の受付先

企画総務グループ (担当) 田中 電話番号 0776-27-8300 (自動音声案内④)

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 全額免除とする。

- (3) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積は無効とする。

- (4) 契約の相手方の決定方法

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会会計細則第 32 条の規定に基づいて設定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- (5) 契約書作成の要否 否

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無

- (7) 見積競争の結果、決定業者へのみ別途連絡することとする。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則 (一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

- (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。